

令和6年度 農災補6001
中束地内農業用水路災害復旧工事
特記仕様書

[適用範囲]

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本特記仕様書、新潟県土木工事共通仕様書及び農業土木工事標準仕様書を適用するものとする。

施 工 条 件 総 括 表

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1. 関連する別途発注工事あり ・ 工 事 名：仮称：農災単 中束地内導水路復旧工事 ・ 工 事 内 容：村単独事業にて導水管の入替工事を予定している。 ・ 予 定 期 間：本工事と調整の上、決定する。 2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・ 時 期： ・ 時 間： ・ 方 法：施工時期・時間・方法については、荒川漁業協同組合と協議するもの。 3. 関係機関協議による工程条件あり ・ 協 議 内 容：河川占用に係る申請（新潟県村上地域振興局地域整備部） 道路占用に係る申請（新潟県村上地域振興局地域整備部） ・ 完了予定時期：協議中 4. その他 ・ 村予算の関係上、工期が令和7年3月31日までとなっているが、繰越工事になる予定である。
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・ 処 理 見 込 時 期： ・ 区 間： 2. 仮設ヤードの指定あり ・ 場 所：施工箇所隣接する待避所（県道273号 大栗田越後下関駐車場線） ・ 期 間：新潟県村上地域振興局地域整備部との協議中 3. その他
III 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり(騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等) ・ 施 工 方 法： ・ 作 業 時 間： 2. 家屋等の調査の必要性あり ・ 方 法： ・ 範 囲： 3. その他 施工途中において、工事騒音、振動、地下水位低下等の影響により周辺施設へ影響があった場合、作業を中止し、速やかに監督員に報告し協議を行うこと。また、工事施工に伴う騒音や振動を最小限に抑えるよう努めること。
IV 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・ 誘導員とは警備業者の警備員「警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう」で交通誘導業務に従事するもの ・ 交 通 誘 導 員： ・ 列 車 見 張 員： ・ そ の 他 施 設 等： 2. 近接作業制限あり(鉄道、ガス、水道、電気、電話等) ・ 内 容： ・ 工 法 制 限： ・ 作 業 時 間 制 限： 3. 発破作業あり ・ 保安設備及び保安要員： ・ 防 護 工： ・ 作 業 時 間 制 限： 4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) ・ 内 容： 5. その他
V 工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路としての使用制限あり ・ 搬 入 経 路： ・ 期 間： ・ 使用後の処置： 2. 一般道路の占用 ・ 期 間： ・ 規 制 条 件： ・ 時 間 制 限： 3. 仮設道路設置 ・ 工法指定の有無：有 ・ 用 地 関 係： ・ 安 全 施 設： ・ 工事完了後の「存置」又は「撤去」撤去 4. その他 河川内構造物は、河川管理者の指示事項に則り、施工すること。

明 示 項 目	施 工 条 件				
VI 仮 設 備 関 係	1. 仮設備の指定あり 2. 仮設備の条件指定あり 3. 仮設構造物の転用、兼用あり ・ 工 種： ・ 内 容： 4. イメージアップあり ・ 内 容： 5. その他				
VII 残土・産業廃棄物関係	建設リサイクル法対象工事				
VIII 工 事 支 障 物 件 等	1. 占用支障物件あり(電気、電話、水道、ガス等) ・ 内 容： ・ 移設、撤去、防護方法等： ・ 時 期： 2. 占用物件重複施工あり ・ 内 容： 3. その他				
IX 排水工(濁水処理含む)	1. 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・ 内 容：河川管理者や漁業協同組合、地権者からの協議の上、施工する。				
X 薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入工法あり ・				
XI そ の 他	1. 現場発生材あり ・ 品 名： ・ 納 入 場 所： 2. 支給品及び貸与品あり ・ 品 名： ・ 引 渡 場 所： 3. 品質証明の必要あり ・ 新潟県土木工事共通仕様書及び農業土木工事標準仕様書による 4. その他 ・ 電線、電話線等が重機の旋回範囲にないか確認すること。 ・ 工事請負代金額500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(コリンズ)への登録を行うこと。				
XII 排出ガス対策型建設機械	1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施行現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式抗圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン </td><td>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</td></tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式抗圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。
機 種	備 考				
一般工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式抗圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。				
XIII 施 行 方 法 等	・ 施行条件総括表、図面、仕様書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施行方法その他工事的物を完成するために必要な手段は、請負者の責任において定める。 (建設工事請負基準約款1条第3項による)				